

令和 7 年度運動方針（案）

1. 事務組合は今年も組合そのものの充実を図り、委託組合員の期待に応えたいと考えます。事務組合の運営をスムーズにすすめることと監督官庁よりの指摘をうけないよう研修会などへ参加し、内容が理解できるような対策をたてます。
2. 昨年度の労災事故は前年よりも 1 件減少して 10 件でした。
事務組合では労災事故ゼロを目指し、安全への意識の向上に努めます。
3. 全建総連では、労災保険に加入している事業所、中小事業主、一人親方を対象に労災上乘せ補償制度「あんぜん共済」を平成 3 年 9 月 1 日より実施しています。多くの組合員の加入を呼びかけていきます。
4. 建設業では、一人でも人を使用する場合、必ず労災保険に加入することが法律で定められています。未加入で事故が発生した場合は、事業主責任は勿論のこと治療費の全額と、2 年分の保険料が徴収されます。また、6 カ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金が課せられます。このため組合では、全事業所の労災保険適用の取り組みを進めていきます。
5. アスベスト対策については、今年も組合員に対し呼びかけて積極的に対応していきます。
6. 労災保険は、雇用者を災害から守るためにつくられた保険制度ですが、一人親方、事業主も加入できる特別加入制度（任意）が、昭和 40 年と 41 年に制定されました。ただし、この制度の適用は、労働保険事務組合兵庫土建阪神支部に加入していることが必要です。またこの制度の特徴として給付基礎日額を 6,000 円から 25,000 円までの日額で、加入者本人が希望する額を選択できます。仲間の家族と生活を守るためにも未加入者への加入促進に取り組みます。